

対償地の分筆登記に関する契約書

金 _____ 円

埼玉県が施行する（路線・河川名等） _____ 地内 _____ 工事に必要な土地の対償地について、事業用地地権者 _____ を甲とし、対償地地権者 _____ を乙とし、土地家屋調査士 _____ を丙とし、埼玉県を丁として、下記条項により登記に関する契約を締結する。

記

（契約の主旨）

- 第1条 甲は、別途締結する事業用地及び対償地の売買契約を原因として、乙から取得する別紙に掲げる対償地（以下「代替地」という。）について乙に代位して土地分筆登記（以下「分筆登記」という。）を行い、乙はこれを承諾する。甲は分筆登記の申請に関する手続等（以下「申請業務」という。）を丙に依頼し、丙は代理人として申請業務を行うものとする。
- 2 頭書の金額は、下記内訳による丁の甲に対する代替地取得に係る損失補償金とする。
- | | |
|---------|-----------|
| 分筆登記報酬額 | 金 _____ 円 |
| 登録免許税 | 金 _____ 円 |
- 3 丁は、申請業務の報酬として、前項の金額を丙に支払うものとする。

（申請業務の内容）

第2条 丙は、甲が代替地の分筆登記の代位登記を行うための管轄登記所への申請から登記完了後の登記済証の受領までの手続を代行し、並びに登記完了後に登記済証を甲及び丁の確認を得たうえで乙に提出するとともに、代替地の登記事項証明書を甲、乙及び丁に提出するものとする。

ただし、不動産登記法第18条第1号に基づく電子情報処理組織を使用する方法による登記の申請をすることができる登記所として法務大臣の指定を受けた登記所（以下「オンライン庁」という。）に対し分筆登記の申請を行う場合においては、丙は、管轄登記所への申請から登記完了後の登記完了証の受領までの手続を代行し、登記完了証受領後、甲に速やかに当該登記完了証を送付するとともに、代替地の登記事項証明書を甲、乙及び丁に提出するものとする。

- 2 前項の提出期限は、 _____ 年 _____ 月 _____ 日とする。

(申請業務以外の業務)

第3条 乙は、代替地の分筆登記の前提として、登記名義人表示変更等の登記(以下「前提登記等」という。)が必要となるときは、遅滞なく前提登記等を完了させるものとする。

(必要書類の提出)

第4条 乙は、丙が申請業務を行うために必要な関係書類を遅滞なく丙に提出するものとする。

(補償金の支払)

第5条 丙は、第2条第1項の規定により登記済証(オンライン庁に分筆登記の申請を行った場合においては登記完了証)及び代替地の登記事項証明書を提出したときは、頭書の金額の支払を丁に請求することができる。

2 丁は、丙から前項の規定による請求があったときは、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に請求に係る金額を丙に支払うものとする。

(契約の解除)

第6条 丁は、甲及び乙が前提登記を完了することができないことにより、丙が第2条第2項に規定する期限までに申請業務を完了することができないときは、この契約を解除することができる。

2 丁は、丙が分筆登記の申請を行うまでの間は、前項に規定する場合のほか必要があるときは、この契約を解除することができる。

(契約外の事項)

第7条 この契約に疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙、丙、丁協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、契約書4通を作成し、甲、乙、丙、丁署名（法人については、記名によることができる。）押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

_____年 ____月 ____日

甲 住 所 _____

氏 名 _____ 印

乙 住 所 _____

氏 名 _____ 印

丙 住 所 _____

氏 名 _____ 印

丁 住 所 _____

氏 名 _____ 印

別紙

代替地の表示

市町村	大字	字	地番	公簿地目	地積 (m ²)		摘要
					公簿	対象	
計							